

市町村における受動喫煙防止対策状況調査結果について

平成23年2月22日
熊本県健康づくり推進課

1. 調査目的等

市町村における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料とする。

(1) 回答数

県内市町村(45市町村)、回答数45市町村(回答率100%)

(2) 調査の期日

平成22年12月1日現在

2. 結果概要

問1. 「健康増進法第25条」をご存じですか？

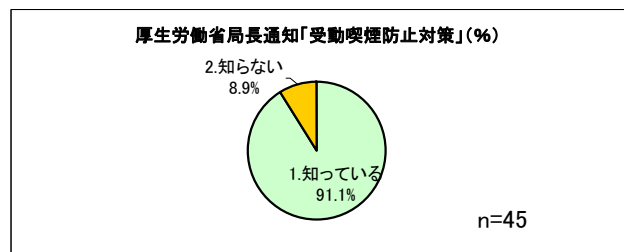
○全市町村が知っている。【45市町村 100%】

	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	45	0	45
割合	100.0	0.0	100.0

問2. 平成22年2月25日付け厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」をご存じですか？

○市町村の9割以上が知っている。【41市町村 91.1%】

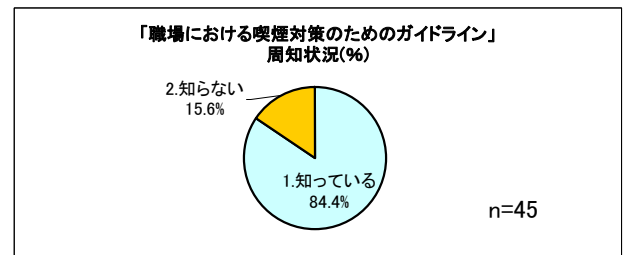
	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	41	4	45
割合	91.1	8.9	100.0



問3. 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存じですか？

○市町村の8割以上が知っている。【38市町村 84.4%】

	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	38	7	45
割合	84.4	15.6	100.0



問4. 貴市町村の所管される施設(庁舎・支所・出張所、体育館及び野球場、公民館)の禁煙及び分煙の状況に該当する欄にその施設数を記入してください。

○官公庁施設(庁舎・支所・出張所)において、禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室)を実施している施設は85.5%(385施設)である。

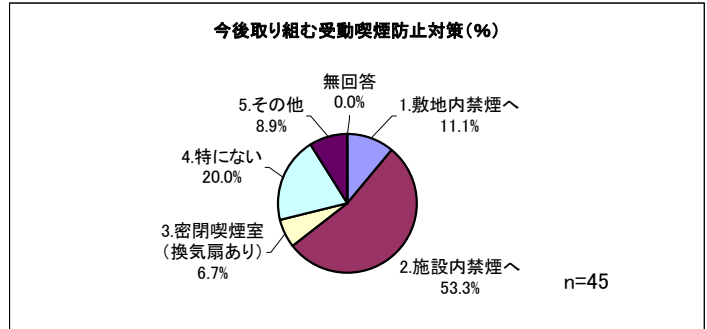
施設種別	1 敷地内禁煙	2 施設内禁煙	設(3 内換 密閉 漏れ れ等 有室 あり 、り 煙が 施	置型 4 喫煙 空気 清浄 機あ り(開 放)設	型 5 (喫煙 コー ナー (開放 設置	てい 6 い(喫 煙場 所の 間を 設け 、定 さいな	7 無回答	施設総数
官公庁施設(庁舎・支所・出張所)	51	298	36	22	40	3	0	450
割合(%)	11.3	66.2	8.0	4.9	8.9	0.7	0.0	100.0
体育館	10	202	0	2	27	9	0	250
割合(%)	4.0	80.8	0.0	0.8	10.8	3.6	0.0	100.0
観覧場(野球場)	0	7	0	0	14	56	0	77
割合(%)	0.0	9.1	0.0	0.0	18.2	72.7	0.0	100.0
集会場(公民館)	11	149	2	4	43	230	0	439
割合(%)	2.5	33.9	0.5	0.9	9.8	52.4	0.0	100.0
市町村施設合計	72	656	38	28	124	298	0	1216
割合(%)	5.9	53.9	3.1	2.3	10.2	24.5	0.0	100.0

問5. 問4で、2～6の施設(敷地内禁煙を実施していない施設:45市町村)がある場合に記入してください。

今後取り組む受動喫煙防止対策について該当するものをひとつ選んでご記入ください。

○今後、禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室)に取り組む市町村は、71.1%(32市町村)である。

	市町村数	割合
1.敷地内禁煙へ	5	11.1
2.施設内禁煙へ	24	53.3
3.密閉喫煙室(換気扇あり)	3	6.7
4.特にない	9	20.0
5.その他	4	8.9
無回答	0	0.0
合計	45	100.0

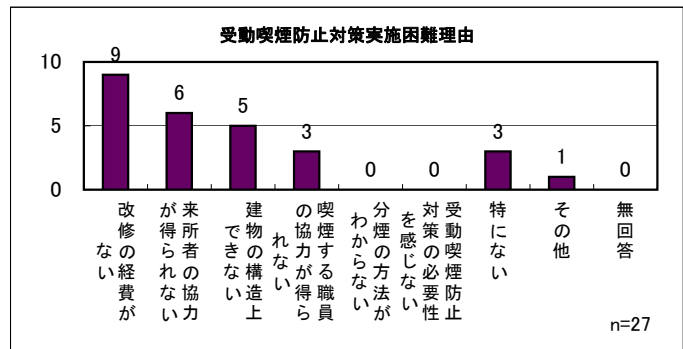


問6.問5で、4~5を選択(今後も禁煙・完全分煙を実施しない:13市町村)した場合にお答えください。

受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んでご記入ください。(複数回答可)

○主な受動喫煙防止対策困難な理由は、改修の費用がない(33.3%)、来所者の協力が得られない(22.2%)、建物の構造上できない(18.5%)である。

	回答数	割合
改修の経費がない	9	33.3
来所者の協力が得られない	6	22.2
建物の構造上できない	5	18.5
喫煙する職員の協力が得られない	3	11.1
分煙の方法がわからない	0	0.0
受動喫煙防止対策の必要性を感じない	0	0.0
特にない	3	11.1
その他	1	3.7
無回答	0	0.0
合計	27	100.0



問7.問2の通知後、受動喫煙防止対策について新たに取り組まれたことがあればご記入ください。

○16市町村から以下の回答がありました。

回答一覧

受動喫煙防止対策会議を開催した。
たばこ対策検討会議(庁内)の設置/会議の実施/職員向けのアンケート調査実施
厚生労働省局長通知の後、行政財政(247箇所)を管理している所管担当課長を対象とした受動喫煙説明会を開催(職員課を含む)。その後、実態把握のためアンケートを実施し、アンケート結果の報告を主とした対策会議を開催した。今後は、方針を固めるような会議を開催する方向で考えている
関連して通知された文書にて、室内喫煙所の一部を施設内禁煙とし、室外へ移動した
通知を受け、町有施設内の喫煙状況調査を行い、現状把握を行った。昨年調査時より自由に喫煙できる場所が減り、施設内禁煙等の対策を講じている。本庁施設は喫煙室の設置を検討している。
庁舎内の喫煙コーナーを撤廃し施設内禁煙となった
庁舎内に喫煙室を設置した(が、喫煙室以外での喫煙が行われている)
喫煙コーナーを廃止し、喫煙室を設置した
喫煙室を設置
喫煙場所の削減を実施
集会施設については、出入り口にあった喫煙場所を撤去した
喫煙コーナーへ換気扇を設置
各施設を所轄する担当課に対し、通知内容を周知し対策の依頼を実施
施設管理部署に連絡し対策の再確認を行った
町安全衛生委員会で受動喫煙対策について協議
労働安全衛生委員会でもあがるテーマですが、完全に敷地内禁煙は現状では難しい。財政の問題もあるので機会あるごとに啓発をしていく